

7月「社会を明るくする運動」の 強調月間・再犯防止啓発月間です



▲人権の花運動に参加し子どもたちのヒマワリの種植えをサポートする保護司と更正保護女性会の皆さん

法務省は、毎年7月を「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間と定め、本年度で73回目となります。今回は、この活動の概要と主体的に関わっている保護司や更生保護女性会についてお知らせします。

「社会を明るくする運動」とは

全ての人々が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

「再犯防止」とは

犯罪や非行をした人が、再び罪を犯すことなく立ち直り、社会の一員として暮らしていけるようにすることです。

法務省は、再犯防止を通じ「誰もが犯罪による被害を受けることなく、加害者になることもなく、安全で安心して暮らせる社会」の実現を目指しています。これらの運動の大きな一翼を担っているのが、保護司や更生保護女性会の皆さんです。

「保護司」とは

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と共働して保護観察や犯罪や非行をした人の社会復帰のサポートなどを担っています。

「更生保護女性会」とは

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、更生保護に協力することを目的とするボランティア団体です。

市でも、保護司や更生保護女性会の皆さんが身近な場所で活動しています。その中の一つに、人権擁護委員と共働で、人権の花運動に参加し、子どもたちの健全育成を目指す活動に取り組んでいます。



▲海岸清掃(左)や街頭啓発(右)に取り組む保護司と更生保護女性会の皆さん

問い合わせ
市人権政策課
☎43・8129